

那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例

那覇市議会委員会条例(昭和47年那覇市条例第83号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																														
<p>目次</p> <p>第1条～第18条 [略]</p> <p>第19条(傍聴の取扱い)</p> <p>第20条～第31条 [略]</p> <p>付則</p> <p>(常任委員会の委員定数、その所管事項及び所属)</p> <p>第2条 常任委員会の委員の定数及びその所管事項は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="177 900 767 1520"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>定数</th> <th>所管事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>教育福祉常任委員会</td> <td>[略]</td> <td>健康福祉部(健康保険局を除く。)、こどもみらい部及び教育委員会の所管に属する事項</td> </tr> <tr> <td>厚生経済常任委員会</td> <td>[略]</td> <td>市民文化部、経済観光部、環境部、健康保険局及び農業委員会の所管に属する事項</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p>	名称	定数	所管事項	[略]			教育福祉常任委員会	[略]	健康福祉部(健康保険局を除く。)、こどもみらい部及び教育委員会の所管に属する事項	厚生経済常任委員会	[略]	市民文化部、経済観光部、環境部、健康保険局及び農業委員会の所管に属する事項	[略]			<p>目次</p> <p>第1条～第18条 [略]</p> <p>第19条(委員会の公開等)</p> <p>第20条～第31条 [略]</p> <p>付則</p> <p>(常任委員会の委員定数、その所管事項及び所属)</p> <p>第2条 [略]</p> <table border="1" data-bbox="828 900 1418 1520"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>定数</th> <th>所管事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>教育福祉常任委員会</td> <td>[略]</td> <td>福祉部、こどもみらい部及び教育委員会の所管に属する事項</td> </tr> <tr> <td>厚生経済常任委員会</td> <td>[略]</td> <td>市民文化部、経済観光部、環境部、健康部及び農業委員会の所管に属する事項</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p>	名称	定数	所管事項	[略]			教育福祉常任委員会	[略]	福祉部、こどもみらい部及び教育委員会の所管に属する事項	厚生経済常任委員会	[略]	市民文化部、経済観光部、環境部、健康部及び農業委員会の所管に属する事項	[略]		
名称	定数	所管事項																													
[略]																															
教育福祉常任委員会	[略]	健康福祉部(健康保険局を除く。)、こどもみらい部及び教育委員会の所管に属する事項																													
厚生経済常任委員会	[略]	市民文化部、経済観光部、環境部、健康保険局及び農業委員会の所管に属する事項																													
[略]																															
名称	定数	所管事項																													
[略]																															
教育福祉常任委員会	[略]	福祉部、こどもみらい部及び教育委員会の所管に属する事項																													
厚生経済常任委員会	[略]	市民文化部、経済観光部、環境部、健康部及び農業委員会の所管に属する事項																													
[略]																															
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>																															

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。